

3.11 東日本大震災での天井崩落事故後は閉鎖されていた九段会館にかかわる法律が改正され民間の高度利用が可能となりました。

区議会では景観重要文化財としてファサード^{*}(正面デザイン)などを、神田錦町の博報堂旧本社ビルや丸の内の日本工業倶楽部のように残せないものかと考え国に意見書を提出。

はたして国は地元自治体の要望を受け入れるか？

「九段会館本館」保存に関する意見書

九段会館は、皇居牛ヶ淵のお濠に面し、平成 10 年に制定された千代田区景観まちづくり条例に基づく景観まちづくり重要物件第一号と位置づけられています。

軍人会館として昭和 9 年 (1934 年) に竣工し、昭和 11 年 (1936 年) に起きた 2.26 事件の際には戒厳司令部が設置され、戦後は連合軍の宿舎となるなど、戦前戦中、そして戦後の象徴としてこの地にあり続けました。歴史を物語るものとしても今や貴重な、九段界隈のランドマークです。

鉄筋コンクリート造 4 階建の九段会館は、昭和初期に流行した和洋折衷、帝冠様式の代表的建築物です。外観は地形に合わせて突出部分を多くして変化に富み、外装タイルは震災復興期特有のスクラッチタイルを使用、壁面に 4 体の魔よけのお面をあしらって、近代日本の歴史を見守り続け、九段のお濠の景観をなしてきました。

平成 23 年 (2011 年) 東日本大震災を受けて閉鎖された「九段会館およびその敷地」は、議員立法により平成 26 年 (2014 年) 「一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸し付け等に関する法律」を改正し、国から土地を借り受けた民間事業者が土地の高度利用と都市機能の増進を図る目的で、新たな建物を建築し、その建物の一部を国が取得し、日本遺族会に無償貸し付けすることが可能となりました。

その際、附帯決議として「九段会館が、歴史的に価値のある建物であることに鑑み、建物保存、外観の活用等について検討する等その歴史を後世に伝えるよう努めること。」「民間事業者に対し土地を貸し付ける際は、地方自治体等関係者に対し丁寧な説明を行い、理解が得られるように努めること」の旨が可決されています。

千代田区議会は、1990 年代の現昭和館をめぐる景観論争をきっかけに、「歴史的継続の中で暮らすことの意味と、地域の魅力を一番良く知っているのはそこで生活する区民である」と提唱し、平成 10 年千代田区景観まちづくり条例の制定を導きました。九段坂および牛ヶ淵を望む景観は、条例および「千代田区美観地区ガイドプラン」の原点とも言える場所でもあります。

については、このたびの附帯決議に基づき、文化的価値の高い九段会館の歴史的建造物としての保存と今後の建築物のあり方について千代田区と協議するとともに、九段界隈の景観保全の観点から専門的な検討を進められるよう要望いたします。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。



千代田区議会議員

小林やすお

